

有期雇用職員の正職員への転換等に対する押川病院の取組みについて

1 趣 旨

本法人では、令和6年10月1日から、有期雇用労働者等（有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者）の職員が正規雇用労働者への転換を希望した場合に、直接雇用する制度を積極的に採用しています。

今後とも、入職後も、職員の働き方に応じて、雇用態勢の整備やキャリアアップ出来る等の職場環境整備を逐次 to 実施していきます。

2 実施要領

① 有期雇用労働者等の正規雇用労働者への転換して直接雇用するための制度の概要

◇有期雇用労働者の無期雇用労働者への転換

- ・対 象：通算契約期間が5年を超える職員で、無期雇用契約を希望する職員
- ・転換要件：勤続年数、人事評価結果、所属長の推薦等の客観的に確認可能な要件基準等
- ・実施時期：転換日は原則、転換決定翌月の1日付

◇短時間労働者（パート職員）及び契約職員の正職員への転換

- ・対 象：雇い入れ日から6ヶ月以上を経過した職員で、正職員への登用を希望する職員
- ・手 続 き：面接試験
- ・転換要件：人事評価結果、所属長の推薦等の客観的に確認可能な要件基準等
- ・実施時期：転換日は原則、転換決定翌月の1日付

② 本院の正職員への転換者実績

キャリアアップ職員数：2名（令和6年10月以降）

③ 登用に至るまでの期間

令和6年10月以降、本院の直接雇用に至るまでの期間
：3ヶ月（パート職員の勤務時間延長のための習熟期間）

3 職員への周知

就業規則により規定するとともに雇用契約の変更で明示

